第２　番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（２以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。

第３　自ら指定を受ける固定電話番号を使用してモバイル網固定電話を提供する者、自ら指定を受ける固定電話番号を使用する卸電気通信役務の提供の相手方が当該卸電気通信役務を利用してモバイル網固定電話を提供する場合における当該卸電気通信役務を提供する者及び卸電気通信役務を利用してモバイル網固定電話を提供する者にあっては、次のとおりとする。

１　モバイル網固定電話を提供するための電気通信設備が、法第41条第１項、第２項又は第３項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。

２　固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。

３　利用者の端末設備等が固定電話番号の示す地理的識別地域の外で使用されないための技術的措置を講ずること。

４　他の電気通信事業者の電気通信設備との網間信号接続に関し、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

⑴　インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ＥＮＵＭ方式に限る。）により、網間信号接続を行うこと。

⑵　第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者の電気通信設備と網間信号接続を行うこと。